

[事案 2025-114] 就業不能保険金等支払請求

・令和 8 年 3 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、就労不能保険金等が支払われなかったことを不服として、就労不能保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約前から網膜色素変性症に罹患しており、令和 6 年 6 月に障害年金 1 級に該当するとして国民年金の年金決定通知を受けたため、平成 31 年 2 月に契約した組立型保険にもとづき、就労不能保険金等を請求したが、責任開始期前発症を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、保険金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対し、網膜色素変性症に罹患していても加入でき、目の状態が悪化した場合でも保険金の対象になる保険を希望している旨を伝えたいと、健康診断結果等を提出し、全て募集人の指示どおりに進めて確認を受けて申込手続を行った。
- (2) 募集人は自分の知人であり、目の病気のことを以前より認識していた。
- (3) 本契約の告知手続において、目に関する項目で「はい」にチェックをしようとしたところ、募集人から「そこは『いいえ』に付けて」と促されたので、理由を尋ねると、募集人は「上司がそこは『いいえ』に付けるように言った」と回答した。やや疑問も残ったが、目の病名や目薬等の情報も提供しており、上司の指示なら大丈夫であろうと考え、言われたとおりに告知書の「いいえ」にチェックを付けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 23 年頃、申立人は病院を受診し、網膜色素変性症と診断されたため、「責任開始期以後に発生した疾病」には該当しない。
- (2) 募集人は、告知時の質問については覚えておらず、申立人が病名を告知したものと思っていたと述べており、不告知教唆を行った事実は確認されなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、契約後である平成 31 年 1 月に「目の審査結果にしては早いなあ」と募集人に伝えており、保険会社が網膜色素変性症について審査している認識があったことがうかがわれる。また、申立人の加入動機と網膜色素変性症の発病および受診歴からは、申立人が同疾病を意図的に隠して告知手続を行ったとは考えにくい。
- (2) 募集人も、申立人の網膜色素変性症および申立人が同疾病でも入れる保険を特に希望していたことを認識していたことがうかがわれ、このような状況においては、募集人には、告

知手続時に申立人に対し、告知の重要性について説明したうえで注意喚起するなどして、網膜色素変性症の告知が正しく行われるように注意する必要があるものといえる。

- (3) 申立人の加入動機からしても、募集人が申立人に対し責任開始期前発病には就労不能保険金等は支払われないことの説明を適切に行っていれば、申立人は本契約の申込手続をしていなかったものと考えられる。